

## 銚田市外国語指導助手派遣業務仕様書

### 1 業務名

銚田市外国語指導助手派遣業務

### 2 目的

派遣により指導力が高く母語を英語とする外国人の外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することにより、生きた英語と接する機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際感覚の養成と国際理解を推進し英語教育の充実を図ることを目的とする。

### 3 契約期間及び派遣期間

- (1) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (2) 派遣期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

### 4 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 派遣元が行う業務

- ア ALT の派遣
- イ 教育委員会、学校・園、ALT との連絡調整
- ウ 英語教育・国際理解教育に関する助言
- エ 英語教育・国際理解教育に係るLESSンプラン、教材等の企画及び提案
- オ 学習指導要領等に基づく年間指導計画（カリキュラム）、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案並びに支援
- カ 学校への定期的なヒアリング及びアンケートの実施
- キ ALT に対する英語指導業務（業務遂行に必要な事項に係る研修等）
- ク ALT の業務遂行状況の把握・評価・監督
- ケ ALT に係る学校・園からの要望や苦情等への対応
- コ ALT に欠勤・遅刻等がある場合の学校・園及び教育委員会への事前及び事後報告
- サ ALT に事故等トラブルが生じた際の対応
- シ ALT が学校・園の指揮命令に従い、学校・園の規則等を遵守するための適切な指導及び措置
- ス 教育委員会、学校・園が主催する研修会等への支援と協力
- セ 教材、教具等の作成の補助
- ソ 効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- タ 労働派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き
- チ その他教育委員会と合意した業務

## (2) A L Tの行う業務

- ア 学級担任及び教科担当者等とのチームティーチング
- イ 授業内容の打ち合わせ及び準備
- ウ 教材作成の補助
- エ 学校行事や特別活動等の教育活動における児童生徒との交流及び英語コミュニケーション等の積極的な支援
- オ 英語発表会等の審査、助言及び指導
- カ パフォーマンステスト等の実施及び採点補助
- キ 教職員に対する研修支援
- ク その他、上記各号に準ずる業務

## (3) 効果検証

児童生徒の英語に対する意識並びに生徒の英語の「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」に関する調査を実施し、英語学習の習熟度及びA L Tの活用効果等を検証し、その結果について教育委員会へ報告する。

## 5 A L Tの配置

### (1) 派遣場所

- 令和7年度
  - ・ 銚田市立小学校7校、中学校4校、幼稚園4園（別紙のとおり）
  - ・ 教育委員会と派遣元とが協議し、合意した勤務場所
- 令和8年度・令和9年度
  - ・ 銚田市立小学校4校、中学校4校、幼稚園4園（別紙のとおり）
  - ・ 教育委員会と派遣元とが協議し、合意した勤務場所

### (2) 勤務日時等

- ア 勤務時間は、原則8時から16時30分の間で、休憩時間を除き1日7時間とする。  
なお、休憩時間は、1日あたり60分とする。
- イ 勤務日は、原則月曜日から金曜日までとし、年間200日程度とする。（国民の祝日、休校日を除く）。但し、学校行事等の都合上、勤務日を変更する場合は、予め派遣先と派遣元が協議のうえ変更するものとする。派遣元またはA L Tの都合による場合は、派遣元は代替りのA L Tを派遣するか、他の日に振り替えて業務を実施するものとする。なお、A L Tの各学校及び各幼稚園への配置については、教育委員会、学校、幼稚園、受注者との協議のもと決定するものとする。

### (3) 派遣人数

- 令和7年度 8名
- 令和8年度 7名
- 令和9年度 7名

## 6 A L Tの条件

派遣元が派遣するA L Tは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 法令を遵守して、常に自覚や責任をもって良識ある行動や態度、清潔で好感のもてる服装で業務に臨めること。
- (2) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有すること。
- (3) 英語を母語としている又は同等の能力を有していること。
- (4) 大学以上の教育機関を卒業していること。または現地大学の在學生で適正な方法により日本に招聘されていること。
- (5) 業務の実施に必要な水準の教授技術を有していること。
- (6) 日本の学校教育や英語教育に関心をもち、熱意をもって意欲的に業務に取り組む者であること。
- (7) 日本の教育環境等について十分研修を受け理解し、積極的に児童生徒・園児と交流及び活動する意欲があること。
- (8) 職務専念義務及び守秘義務が遂行できる者であること。
- (9) 心身ともに健康で、円滑な業務の遂行ができること。
- (10) 原則として年度を通して勤務できること。

## 7 派遣業務実施上の注意点

- (1) 業務実施にあたって知り得た秘密を漏らさないこと。また、業務完了以降においても同様とする。
- (2) 業務実施にあたって宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (3) 業務実施にあたって人権擁護に留意し、体罰を行わないこと。
- (4) 業務実施にあたって法令を遵守し、日本の習慣等をよく理解し、良識ある行動、服装で臨むこと。

## 8 業務の指導監督・改善

A L Tは指示された業務を適正に遂行するとともに、教育に対する信頼と市民の負託に応えるため高い服務規律が求められることから、派遣元は、A L Tに対する適切な指導体制を構築し、いつでもその職務遂行状況を監督すること。指導・監督していたにも関わらず、次のような事態が発生した場合には、派遣元は教育委員会と協議の上、誠実かつ、適切な対応を行うこと。

- (1) 日本国憲法をはじめとする法令等に違反したとき
- (2) 教育に従事する者としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 誠実に業務を遂行しないとき
- (4) 健康上の理由で業務遂行に著しく支障があるとき
- (5) 児童生徒、教員の職場関係者と良好な人間関係を維持できないとき
- (6) その他、派遣先の学校から要請・要望があったとき

## 9 契約の解除

- (1) 派遣元または外国語指導助手の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みが無いと明らかに認められるとき。

(2) 本仕様書の規定に違反したとき。

#### 10 報告書の提出

(1) 月別業務報告書（学校別勤務日数・勤務時間、業務記録内容等）を翌月 10 日までに提出すること。ただし、3 月分は、3 月 31 日までとする。

(2) 完了報告書（学校別の合計勤務日数・勤務時間、業務記録内容等）を毎年度 3 月 31 日までに提出すること。

(3) その他、教育委員会の求めに応じて、事業に関わる報告書を提出すること。

#### 11 支払方法

(1) 本業務の年度毎の金額を月毎に均等分割し、当該月分の請求書を翌月 5 日までに教育委員会へ提出すること。なお、端数が生じた場合は、最終月の請求書により清算するものとする。

(2) 教育委員会は、前号による請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

#### 12 その他

(1) 教育委員会が、派遣業務の実施状況に問題が生じていると判断した場合、派遣元は調査のうえ、必要な改善を図ること。

(2) 教育委員会及び派遣元のいずれの責めに帰さない事案により、未実施分が生じた場合には、派遣先と調整の上、同一年度内の他日に振替えを実施するものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会と派遣元が協議のうえ別途定める。

(別紙)

令和 7 年度 派遣場所一覧

|    | 学校名    | 住所            | 備考                 |
|----|--------|---------------|--------------------|
| 1  | 旭幼稚園   | 銚田市玉田 1047-21 |                    |
| 2  | 銚田北幼稚園 | 銚田市舟木 211-9   |                    |
| 3  | 銚田幼稚園  | 銚田市銚田 1411-3  |                    |
| 4  | つばさ幼稚園 | 銚田市上沢 938-18  |                    |
| 5  | 旭東小学校  | 銚田市荒地 604     | 令和 8 年度から旭小学校へ統合予定 |
| 6  | 旭南小学校  | 銚田市縦山 576-16  | 令和 8 年度から旭小学校へ統合予定 |
| 7  | 旭西小学校  | 銚田市鹿田 904-5   | 令和 8 年度から旭小学校へ統合予定 |
| 8  | 旭北小学校  | 銚田市田崎 3852    | 令和 8 年度から旭小学校へ統合予定 |
| 9  | 銚田北小学校 | 銚田市上富田 1011-1 |                    |
| 10 | 銚田南小学校 | 銚田市畑田 1059-1  |                    |
| 11 | 大洋小学校  | 銚田市上沢 922-1   |                    |
| 12 | 旭中学校   | 銚田市造谷 863-5   |                    |
| 13 | 銚田北中学校 | 銚田市上富田 1011-1 |                    |
| 14 | 銚田南中学校 | 銚田市銚田 1469-1  |                    |
| 15 | 大洋中学校  | 銚田市大蔵 1337-1  |                    |

令和 8 年度・令和 9 年度 派遣場所一覧

|    | 学校名    | 住所            | 備考          |
|----|--------|---------------|-------------|
| 1  | 旭幼稚園   | 銚田市玉田 1047-21 |             |
| 2  | 銚田北幼稚園 | 銚田市舟木 211-9   |             |
| 3  | 銚田幼稚園  | 銚田市銚田 1411-3  |             |
| 4  | つばさ幼稚園 | 銚田市上沢 938-18  |             |
| 5  | 旭小学校   | 銚田市造谷(地番未定)   | 令和 8 年度開校予定 |
| 6  | 銚田北小学校 | 銚田市上富田 1011-1 |             |
| 7  | 銚田南小学校 | 銚田市畑田 1059-1  |             |
| 8  | 大洋小学校  | 銚田市上沢 922-1   |             |
| 9  | 旭中学校   | 銚田市造谷 863-5   |             |
| 10 | 銚田北中学校 | 銚田市上富田 1011-1 |             |
| 11 | 銚田南中学校 | 銚田市銚田 1469-1  |             |
| 12 | 大洋中学校  | 銚田市大蔵 1337-1  |             |